

「広島県栄養塩類管理計画」の素案について

環境県民局
農林水産局
土木建築局

1 要旨・目的

海域における生物の多様性及び生産性を確保するため、本県は、瀬戸内海環境保全特別措置法第12条の6に基づき、かきを対象生物とした全国初の栄養塩類管理計画*の令和8年度内の策定を目指す。

※ 栄養塩類管理計画

瀬戸内海における生物の多様性及び生産性の確保に向けて、あらかじめ指定した海域において、栄養塩類濃度を増加させる措置を可能とする計画

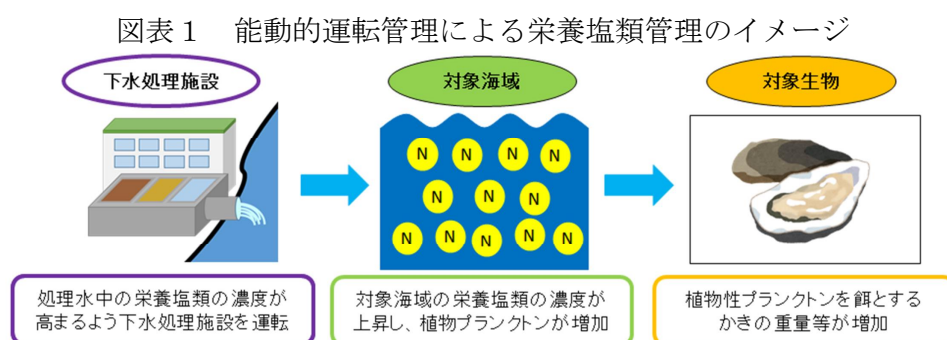
2 現状・背景

○ これまでの排水規制等により、瀬戸内海の水質は多くの地域で一定の改善がみられるが、近年栄養塩類の不足等による水産資源の減少が指摘されており、令和3年度の瀬戸内海環境保全特別措置法の改正により、海域への栄養塩類を増加させるための措置を講じることが可能となる栄養塩類管理計画を策定できることとなった。

○ このため県は、計画の策定に向けて、令和4年度以降、海域の水質等の基礎調査や下水処理施設の能動的運転管理*を伴う実証試験を順次実施し、海水中の全窒素濃度の増加により、かきの餌となる植物プランクトンの量が増え、かきの成育が良好になることが示唆されるデータを得ている。

※ 能動的運転管理

下水処理施設等において、放流水に含まれる栄養塩類の濃度を高める運転を実施すること



3 計画素案の概要（詳細は別紙のとおり）

(1) 策定に当たっての考え方

○ 漁業利用があり栄養塩類が不足している対象海域において、下水処理施設等における能動的運転管理を実施し、海域の栄養塩類の濃度を適切に管理する。

(2) 取組の方向

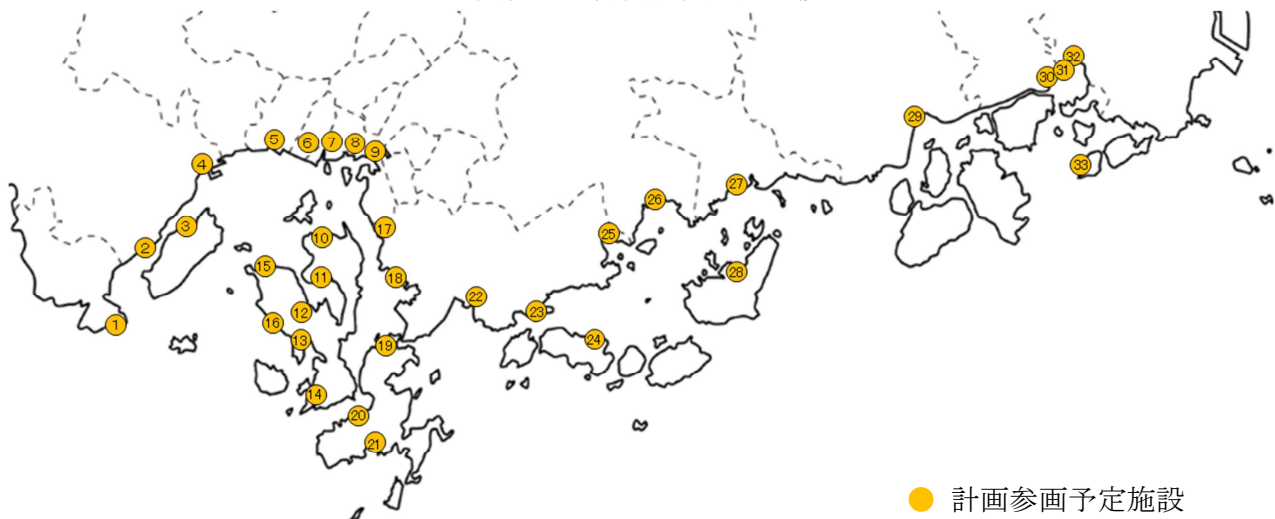
○ 対象海域沿岸の全ての下水処理施設を含む計33施設において、冬期（10月～3月）に能動的運転管理を実施する。

- 海域のモニタリング調査を継続的に実施し、周辺環境の異常やおそれがあると判断される場合には、速やかに栄養塩類増加措置の中止等を判断する。

(3) 根拠法令

瀬戸内海環境保全特別措置法第12条の6（栄養塩類管理計画の策定）

図表2 計画参画予定施設



● 計画参画予定施設

事業主体	施設名	事業主体	施設名
1 大竹市	大竹下水処理場	17 呉市	呉市天応浄化センター
2 廿日市市	大野浄化センター	18 呉市	呉市新宮浄化センター
3 廿日市市	宮島水質管理センター	19 呉市	呉市音戸北部浄化センター
4 廿日市市	廿日市浄化センター	20 呉市	呉市倉橋中央浄化センター
5 広島市	西部水資源再生センター	21 呉市	呉市本浦浄化センター
6 広島市	江波水資源再生センター	22 呉市	呉市広浄化センター
7 広島市	千田水資源再生センター	23 呉市	呉市川尻浄化センター
8 広島市	旭町水資源再生センター	24 呉市	呉市赤石浄化センター
9 広島県(所在地: 広島市)	東部浄化センター	25 呉市	呉市安浦浄化センター
10 江田島市	切串浄化センター	26 東広島市	安芸津浄化センター
11 江田島市	江田島中央浄化センター	27 竹原市	竹原浄化センター
12 江田島市	中田浄化センター	28 大崎上島町	大崎浄化センター
13 江田島市	鹿川浄化センター	29 広島県(所在地: 三原市)	沼田川浄化センター
14 江田島市	大柿浄化センター	30 尾道市	尾道市浄化センター
15 江田島市	三高浄化センター	31 福山市	西部衛生センター
16 江田島市	沖浄化センター	32 福山市	松永浄化センター
		33 福山市	内海し尿処理場

4 スケジュール

- 栄養塩類管理計画については、国への協議、環境審議会、パブリックコメント等を経て、令和8年度内の策定を目指して調整を進める。
- また、計画策定後に能動的運転管理を円滑に実施できるよう、令和8年10月から令和9年3月の期間における試験運転の実施について、計画参画予定施設との調整を進めている。

	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
常任委員会	●素案報告(9/17)					●計画策定報告	
国協議		国への計画案協議				策定	
環境審議会		●素案報告					
県民・市町		パブリックコメント・市町意見照会					
試験運転		計画参画予定施設での試験運転(10月～3月)					